

告示

埼玉県告示第二百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）所沢駅東口駅ビル計画（Ⅰ期）

埼玉県所沢市くすのき台一丁目一番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 所沢市では月量平均五トン以上の事業系一般廃棄物を搬入する事業者を「多量排出事業者」と定め、市の資源循環課に計画書の提出を求めています。店舗建設及び運営において、排出されるごみの減量や資源化への一層の取組みをお願いいたします。

(2) 建設において周辺自治会（旭町町内会・北秋津町内会・住吉町内会等）との十分な協議や説明をするよう努めていただくとともに、地域住民からの意見等についてもご配慮ください。（防犯・防災への協力、地域活動への協力なども）

(3) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。

(4) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていたいただけますようお願いいたします。

(5) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

(6) 商工会議所や地域事業者との連携事業への積極的な協力をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十九年二月十四日から平成二十九年三月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター